

空気呼吸器用継目なし容器再検査基準等に係るテクニカルレビューへの対応について(案)

【別紙】

	項目	基準案	コメント	対応案	訂正案
空気呼吸器用継目なし容器 再検査基準	4.3.2(2)	(2) 合格基準 外部腐食は、次の①から③までに定める基準に適合するものを合格とする。 ②局部腐食にあつては、… ③鎖状(線状)腐食にあつては、… ④全面腐食にあつては、…	②から④となっているが①から③の間違いではないか。	ご指摘のとおり。①から③に訂正します。	(2) 合格基準 外部腐食は、次の①から③までに定める基準に適合するものを合格とする。 ①局部腐食にあつては、… ②鎖状(線状)腐食にあつては、… ③全面腐食にあつては、…
	5.2.2(2)及び5.2.3(2)	(2) 合格基準 内部切り傷等は、その深さが、当該内部切り傷等部の容器軸方向近傍健全肉厚の1/8又は0.4mmのいずれか小なる値以下であるとみなされるものを合格とする。	内部切り傷がないこと。という原則項目を削除しており、傷の大きさ及び深さの合格許容値だけにした。傷の許容値としたならば、傷の個数、近接した傷の許容値といったことも必要ではないか。	「内部切り傷がないこと」という原則項目を削除したのは、改正案において「容器軸方向近傍健全全部肉厚の1/8又は0.4mmのいずれか小なる値」と規定していることから「切り傷がないもの」は「容器軸方向近傍健全全部肉厚の1/8又は0.4mmのいずれか小なる値」に含まれるとしたものです。また、傷の個数、近接した傷の許容値については、現行基準同様、傷の個数等にかかわらず傷の深さのみを以て判断することとしております。なお、本基準の解説に改正の経緯として上記理由により削除したことを示すこととします。	訂正なし。(改正案どおり)
	9.	開閉機構より容器側に開口部を有するバルブであつて、当該開口部に圧力計等を装置するものにあつては、検査依頼者からの要求に応じ、次の(1)及び(2)に定めるところに従つて組立確認を行う。 (1) 開口部に装置された圧力計等に使用上支障のある腐食、割れ、すじ、変形等がないことを確認する。 (2) 弁を閉止した状態において気密試験圧力以上の圧力をバルブのガス入口部から加え、圧力計等及び圧力計等との接合部に漏れがないかを確認する。	二重線の部分は、～こと。でよいのではないか。	ご指摘のとおり。「～こと。」に訂正します。	開閉機構より容器側に開口部を有するバルブであつて、当該開口部に圧力計等を装置するものにあつては、検査依頼者からの要求に応じ、次の(1)及び(2)に定めるところに従つて組立確認を行う。 (1) 開口部に装置された圧力計等に使用上支障のある腐食、割れ、すじ、変形等がないこと。 (2) 弁を閉止した状態において気密試験圧力以上の圧力をバルブのガス入口部から加え、圧力計等及び圧力計等との接合部に漏れがないこと。

アルミニウム合金製一般継目なし容器	5.2.2(2)	(2) 合格基準 内部切り傷等は、その深さが、当該内部切り傷等部の容器軸方向近傍健全肉厚の1/8又は0.4mmのいずれか小なる値以下であるとみなされるものを合格とする。	内部切り傷がないこと。という原則項目を削除しており、傷の大きさ及び深さの合格許容値だけにした。傷の許容値としたならば、傷の個数、近接した傷の許容値といったことも必要ではないか。	「内部切り傷がないこと」という原則項目を削除したのは、改正案において「容器軸方向近傍健全全部肉厚の1/8又は0.4mmのいずれか小なる値」と規定していることから「切り傷がないもの」は「容器軸方向近傍健全全部肉厚の1/8又は0.4mmのいずれか小なる値」に含まれるとしたものです。また、傷の個数、近接した傷の許容値については、現行基準同様、傷の個数等にかかわらず傷の深さのみを以て判断することとしております。なお、本基準の解説に改正の経緯として上記理由により削除したことを示すこととします。	訂正なし。(改正案どおり)
	8.	開閉機構より容器側に開口部を有するバルブであって、当該開口部に圧力計等を装置するものにあつては、検査依頼者からの要求に応じ、次の(1)及び(2)に定めるところに従って組立確認を行う。 (1) 開口部に装置された圧力計等に使用上支障のある腐食、割れ、すじ、変形等がないことを確認する。 (2) 弁を閉止した状態において気密試験圧力以上の圧力をバルブのガス入口部から加え、圧力計等及び圧力計等との接合部に漏れがないかを確	二重線の部分は、～こと。でよいのではないか。	ご指摘のとおり。「～こと。」に訂正します。	開閉機構より容器側に開口部を有するバルブであって、当該開口部に圧力計等を装置するものにあつては、検査依頼者からの要求に応じ、次の(1)及び(2)に定めるところに従って組立確認を行う。 (1) 開口部に装置された圧力計等に使用上支障のある腐食、割れ、すじ、変形等がないこと。 (2) 弁を閉止した状態において気密試験圧力以上の圧力をバルブのガス入口部から加え、圧力計等及び圧力計等との接合部に漏れがないこと。